



図・WEB 参照

自転車の中で例外的に歩道走行が許可されている**普通自転車**があります。

普通自転車が歩道を通行することができるのは、以下に当てはまる場合に限りです。

それ以外は車道の左側を通行しなければなりません

1. 道路標識や道路標示によって通行できるとされている場合

★自転車及び歩行者専用標識

2. 運転者が児童・幼児（13歳未満）70歳以上、又は車道通行に支障がある身体障害者である場合

3. 車道又は道路の状況に照らして、通行の安全を確保するために、普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合



★自転車
及び歩行者
専用標識

歩道内は「歩行者が優先」です。

普通自転車が通行する時は歩道の中央から車道寄りの部分を「徐行」です。

歩行者の通行を妨げる場合は「一時停止」しなければなりません。

自転車とは（歩道走行禁止）道路交通法 第2条第1項第11号の2

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

普通自転車の基準は

◎車体の大きさは

長さ 190 cm以下 普通自転車基準に合う【電動アシスト自転車・e-Bike】含む

幅 60 cm以下【日傘・雨傘等を取り付けた場合も】【JIS規格はハンドル幅が35 cm以上】

◎車体の構造は

四輪以下の自転車で、側車を付していないこと。

運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く）を備えていないこと。

制動装置（ブレーキ）が走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。